

第13回 農業委員会総会議事録

平成27年7月28日開会

中標津町農業委員会

平成27年7月28日、第13回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- 1番 和 泉 光 広
- 2番 後藤田 宏 幸
- 3番 高 橋 正 一
- 4番 赤波江 信 二
- 5番 佐 野 弥奈美
- 6番 國 光 達 男
- 7番 小 林 亨
- 8番 飯 島 浩
- 9番 中 村 正 生
- 10番 笠 原 康 博
- 11番 氏 家 康 夫
- 12番 杉 本 公 也
- 13番 本 田 信 幸
- 16番 金 刺 健四郎
- 17番 安 田 稔
- 18番 戸 田 重 勝

本日欠席した委員

- 14番 本 田 芳 明
- 15番 纒 坂 尚 久

附議した案件

- イ) 議案第 6 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ロ) 議案第 6 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ハ) 議案第 6 5 号 現況証明願いについて
- ニ) 議案第 6 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- ホ) 議案第 6 7 号 農業経営基盤強化促進法第 1 6 条第 2 項の規定による買入協議の要請について
- ヘ) 議案第 6 8 号 農地法第 6 条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について
- ト) 報告第 3 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について
- チ) 報告第 3 4 号 農地法第 5 条許可書の交付について

本日出席した職員

事務局長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
農地係長	佐久間照雄
係	本田文子

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。
ただ今の出席委員は 16 名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第 13 回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程 1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第 24 条第 2 項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
10 番、笠原康博 委員。
11 番、氏家康夫 委員。
以上、2 名を指名致します。

日程 2、会務報告を事務局長から報告致します。事務局長。

事務局長 6 月 1 9 日の総会以降につきまして会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと思います。
6 月 2 2 日に札幌市にて第 3 6 回北海道農業者年金協議会総会が開催され、会長が出席しております。

次に6月25日に札幌市にて北海道農業会議平成27年度第3回常任議員会議が開催され、会議員として会長が出席しております。

最後に7月24日に札幌市にて北海道農業会議平成27年度第4回常任議員会議が開催され、会長が出席しております。

以上で会務報告を終わります。

議長 以上で、会務報告を終わります。

日程3、報告第33号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第33号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)から(3)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の73ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積5,632㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成27年6月19日から平成37年6月18日まで。合意解約成立の日、平成27年7月1日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第63号(1)及び議案第65号(1)に関連するもので、現在、後継者へ使用貸借中の農地の一部について、分筆及び地目変更をするため、期間内解約するものです。議案の74ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積31,226㎡ほか3筆。合計、畑、83,235㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成21年4月30日から平成31年4月30日まで。合意解約成立の日、平成27年6月10日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第66号(6)(7)に関連するもので、現在、後継者へ使用貸借中の農地の一部について、近隣農家へ譲渡するため、期間内解約するものです。議案の75ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積54,091㎡内15,091㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成26年7月28日から平成30年10月23日まで。合意解約成立の日、平成27年7月14日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第66号(1)に関連するもので、現在、農業生産法人へ使用貸借中の農地の一部について、近隣農家へ賃貸借するため、期間内解約するものです。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程4、議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」

(1)(2)について説明いたします。3ページをお開き下さい。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。字〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積4,761㎡、利用状況、畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、分筆した農地を再度後継者へ使用貸借するもの。借主、再度使用貸借を受けて農業経営を継続するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間、平成27年7月28日から平成37年6月18日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。作付作物、馬鈴薯ほか。7、見取図は別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、後継者へ使用貸借していた農地の一部について、非農地部を分筆し、農地部分について再度使用貸借するものです。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。5ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積18,563㎡ほか1筆。合計、畑、18,833㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大のため。4、権利を移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格。1,100,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。作付作物、蕎麦・牧草。8、見取図は別紙のとおりとなっております。この件につきましては、当事者両名の申し出により所有権の移転をしたい旨の申し出があったもので、価格を独自に設定するものであります。申請地は、〇〇〇〇氏が規模拡大のため、取得する物であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考え、この譲渡は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)から(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第63号(3)から(5)について説明いたします。

7ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積24,100㎡ほか3筆、合計、畑、65,957㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成27年7月29日から平成28年7月28日。6、価格。年208,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。なお、(4)から(5)につきましても、貸主が同一のため、氏名等省略して一括説明いたします。

9ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積31,017㎡ほか3筆、合計、畑、90,566㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成27年7月29日から平成28年7月28日。6、価格。年360,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、見取図は別紙のとおりです。11ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積21,926㎡ほか2筆、合計、畑、60,734㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家へ賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成27年7月29日から平成28年7月28日。6、価格。年240,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、見取図は別紙のとおりです。この案件につきましては、〇〇氏の規模縮小に伴い、近隣農家へ相対で賃貸借の設定するものであります。本件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考え、この賃貸借は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)から(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第63号(6)について説明いたします。13ページをお開きください。

1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 93,489 m²内 10,000 m²、利用状況、畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農業生産法人に使用貸借するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間、平成27年8月1日から平成30年10月23日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。作付作物、馬鈴薯ほか。7、見取図につきましては別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、近隣農家への賃貸借期限が切れたことから、自ら経営する農業生産法人に使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(7)(8)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 議案第63号(7)(8)について説明いたします。15ページをお開き下さい。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 50,078 m²ほか 15筆、畑 351,679 m²、採草放牧地 73,113 m²、合計 424,792 m²、利用状況、牧草畑、採草放牧地。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再度後継者へ使用貸借するもの。借主、再度使用貸借を受けて農業経営を継続するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間、平成27年7月28日から平成37年7月27日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図は別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、〇〇〇〇氏の経営移譲に伴う使用貸借が、期間満了したため再設定するものです。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。18ページをお開き下さい。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 139,825 m²ほか6筆。畑 290,116 m²、採草放牧地 1,965 m²、合計 292,081 m²。利用状況、牧草畑、採草放牧地。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地を後継者へ生前一括贈与するもの。譲受人、農地の贈与を受け農業経営を継続するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格。無償。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、〇〇〇〇氏が経営移譲の際、後継者に使用貸借していた農地が期間満了となったため、生前一括贈与するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7)(8)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

日程5、議案第64号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました、議案第64号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。21ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番。公簿、畑、現況、畑、面積、13,342 m²。3、許可を受けようとする事由、農業用施設建設のため。4、転用の期間、平成27年8月25日から永年。5、権利の種類、所有権の移転。6、見取図につきましては別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設建設のため申請があったものです。申請地につきましては、〇〇氏が火災のため消失した農業用施設を再建するにあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、隣接地である〇〇氏所有地を取得し、建設するものであります。申請面積については13、

342㎡となっております。平成27年7月24日、第2地区推進班による現地調査の結果、申請地については作業道路、農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ諮問することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり諮問致します。

日程6、議案第65号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第65号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。24ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積874㎡。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、雑種地。3、申請の理由、地目変更登記のため。

4、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域の農用地区域から除外されており、周囲は道路と林地に囲まれた狭小地で、耕作不適であり農地として利用できなかったことから雑種地となっております。平成27年5月27日、第1地区推進班で現地確認し現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 議案第65号(2)について説明いたします。26ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 36,198 m²。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、山林。3、申請の理由、地目変更登記のため。
4、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域の農用地区域から南側半分が除外され、国道に面した住宅地が近接する状況となっており、地域一体の地力が悪く、耕作不適であり農地として利用できなかったことから現況が山林となっております。平成27年7月24日、第1地区推進班で現地確認し現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 議案第65号(3)について説明いたします。28ページをお開きください。

(3) 1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。
2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 2,488 m²。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、山林ほか1筆。3、申請の理由、地目変更登記のため。
4、見取り図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。〇〇氏が離農後に所有していた農地を近隣農家へあっせんするにあたり、全ての農地を選定し、農地以外の部分を精査したところですが、公簿が畑で現況が山林となっていた土地について地目変更するものです。第5地区推進班で土地評価時に現地を確認した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 議案第65号(4)について説明いたします。30ページをお開きください。

1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 1,547 m²。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、山林ほか2筆。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取り図は別紙の

とおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。〇〇氏が所有していた農地の内、現況が山林となっている箇所を〇〇〇〇が取得するにあたり、公簿が畑で現況が山林となっていた土地について分筆を行い地目変更するものです。第5地区推進班で土地評価時に現地を確認した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。
日程7、議案第66号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1)から(14)と、(15)の2回に分けて審議を致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 上程になりました議案第66号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について説明いたします。33ページをお開きください。(1)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積54,091㎡、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い、面積を追加し再設定するもの。借主、期間満了に伴い、面積を追加し再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年8月1日から平成28年7月31日まで。6、価格。年216,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。
この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、面積を追加し再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第66号(2)について説明いたします。35ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積17,114㎡の内12,024㎡、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地の一部を賃貸借設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年7月29日から平成32年7月28日まで。6、価格。年1,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。作付作物、蕎麦。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。この案件につきましては、〇〇氏より所有農地の一部を賃貸したい旨の申し出があり、平成27年5月12日に土地評価及びあっせん会議を開催し借主を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。(挙手あり) 國光委員。

國光委員 議案第66号(3)について説明いたします。37ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積92,352㎡ほか22筆。合計636,213㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、44,093,000円。6、資金調達方法、全国農地保有合理化協会による。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化

促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4)から(9)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 議案第66号(4)から(9)について説明いたします。

40ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。2、土地の表示。〇〇〇〇番、公簿畑、現況畑、面積1,981㎡ほか31筆。畑472,959㎡、宅地1,821.51㎡、合計474,780.51㎡。利用状況、牧草畑、農業用施設用地。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、20,110,000円。6、資金調達方法、全国農地保有合理化協会による。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

なお、(5)につきましても、譲受人が同一のため、氏名等省略して一括説明いたします。43ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積50,269㎡ほか12筆。合計、畑414,908㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、25,439,000円。6、資金調達方法、全国農地保有合理化協会による。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。本案件につきましては、〇〇氏及び〇〇氏の離農に伴い、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。46ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番、公簿原野、現況畑、面積15,436㎡ほか3筆。合計、畑67,445㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、経営規

模縮小のため。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、1,975,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

なお(7)につきましても譲渡人が同一でありますので、譲渡人の氏名等省略し、一括してご説明いたします。48ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積31,226m²ほか4筆。合計、畑104,107m²。利用状況、牧草畑、牧場。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、経営規模縮小のため。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,277,000円。6、資金調達方法、経済改善資金3,270,000円、自己資金7,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏より所有農地の一部を譲渡したい旨の申し出があり、平成27年5月13日あっせん会議を開催し譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。50ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況採草放牧地、面積23,556m²ほか1筆。畑40,505m²、採草放牧地23,556m²、合計64,061m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、1,100,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

なお(9)につきましても譲渡人が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。52ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積11,342m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、438,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。本案件につきましては、〇〇氏より農地を譲渡したい

旨の申し出があり、平成27年3月18日にあっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)から(9)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(10)から(13)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第66号(10)から(13)について説明いたします。
54ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積14,725㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、517,000円。6、資金調達方法、農地ローン。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、〇〇氏から、所有農地の一部を譲渡したい旨の申し出があり、平成27年5月14日にあっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。56ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積49,306㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,196,000円。6、資金調達方法、農地ローン。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

なお(12)につきましても譲渡人が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。58ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積35,121㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、近隣農

家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、1,820,000円。6、資金調達方法、農地ローン。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、〇〇氏より所有農地の一部を譲渡したい旨の申し出があり、平成27年5月14日にあっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。60ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地、株式会社〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積46,963㎡ほか5筆。合計、畑66,302㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、4,181,000円。6、資金調達方法、農地ローン。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、〇〇〇〇より所有農地の一部を譲渡したい旨の申し出があり、平成27年5月14日にあっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(10)から(13)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(14)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 議案第66号(14)について説明いたします。63ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地、株式会社〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積83,524㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、5,596,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、〇〇〇〇より所有農地の一部を譲渡したい旨の申し出があり、平成27年5月14日にあっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です

議長 説明が終わりましたので、(14)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第66号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の(1)から(14)について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
ここで会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。
……………(〇〇委員退席後)……………
議案第66号(15)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 議案第66号(15)について説明いたします。65ページをお開きください。

(15)1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積50,527㎡。利用状況、牧草畑。
3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い、賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い、賃貸借を再設定するもの。
4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。
5、期間。平成27年8月1日から平成31年12月31日。
6、価格。年50,000円。
7、資金調達方法。自己資金。
8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。
家畜。牛〇〇〇頭。
9、適用。農業経営基盤強化促進事業。
10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(15)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第66号(15)について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
……………(〇〇委員着席後)……………
〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり可決されました。

日程8、議案第67号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 上程になりました、議案第67号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。68ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあつせん申出者の住所、氏名。標津郡中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。2、申出を受けた年月日、平成27年5月7日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過、平成27年6月10日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあつせん申出があった農用地については、69ページのとおりでありまして、合計7筆、215,379㎡です。この案件につきましては、〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり要請致します。
日程 9、議案第 6 8 号「農地法第 6 条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました議案第 6 8 号「農地法第 6 条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。7 1 ページをお開きください。平成 2 7 年度分といたしまして、有限会社〇〇〇〇、以上 1 件の提出がありました。平成 2 7 年 6 月 1 9 日以降受理した報告書ございまして、記載の通り、いずれも農業生産法人の要件を全て満たしているものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本件は承認されました。
日程 1 0、報告第 3 4 号「農地法第 5 条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第 3 4 号「農地法第 5 条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第 5 条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の答申があり、許可書を交付したので報告します。
7 7 ページをお開きください。
許可日、平成 2 7 年 6 月 2 5 日付。1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地、有限会社〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 61, 079 m²の内 17, 285 m²ほか 1 筆。合計、畑 18, 161 m²。3、許可期間は平成 2 7 年 7 月 1 日から平成 2 8 年 6 月 3 0 日となっております。以上、報告いたします。

議 長 以上で報告を終わります。
以上で本総会に提出されました議案の審議はすべて終了致しました。
これをもちまして、第 1 3 回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 1 1 時 2 2 分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年7月28日

会 長 安 田 稔

10番 笠 原 康 博

11番 氏 家 康 夫
